明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（六一）　五
〔政　令〕
○全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（三〇〇）　六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（三〇一）　三
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇二）　三
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇三）　三
○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（三〇四）　六
○社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令（三〇五）　六
○平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇六）　一八
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（三〇七）　一九
○電気事業法施行令等の一部を改正する政令（三〇八）　二〇
○電力取引監視等委員会令（三〇九）　二〇
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令（三一〇）　二一
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一一）　二一
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（三一二）　二三
〔省　令〕
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則（**総務**七二）　二三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）　二三
○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**二）　二四
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二九五）　二五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二九六）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**二九七）　二六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**二九八）　二七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二九九）　二七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**三〇〇）　二七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**九六二）　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六一号）

（経済産業省）

一　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　定義

㈠　「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者で、他の者に対して、当該特例中小企業者の株式等の贈与をしたものをいうこととした。（第三条第二項関係）

㈡　「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者で、当該特例中小企業者の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する代表者であるものをいうこととした。（第三条第三項関係）

㈢　「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外の者をいうこととした。（第三条第四項関係）

2　後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

㈠　旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、所要の定めができることとした。（第四条第一項関係）

㈡　旧代表者の推定相続人及び後継者は、㈠の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととした。（第四条第三項関係）

3　後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

㈠　旧代表者の推定相続人及び後継者は、2の㈠の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当